

4 沖縄県観光振興条例

昭和54年12月25日
条例第39号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 観光振興基本計画（第7条）
- 第3章 修景美化区域の指定等（第8条～第12条）
- 第4章 集落景観保存区域の指定等（第13条～第15条）
- 第5章 環境の美化（第16条）
- 第6章 不当な行為の禁止等（第17条～第23条）
- 第7章 雑則（第24条～第28条）
- 第8章 罰則（第29条～第34条）

観光は、文化の交流を促進し、国内及び国際社会の相互理解を増進するとともに、経済の発展と生活の安定向上に寄与するものであり、平和と豊かさを象徴するものである。

したがって、観光の発達は、美しい豊かな郷土を創出し、恒久の平和と文化的な生活を享受しようとする我々が絶えず希求してやまないところである。

幸いにして、本県は、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然景観に恵まれ、また、近隣諸国との長い交流の歴史によって育まれた独特の文化を有している。これらの優れた資源を活用し、広く国民的更には国際的な観光及び保養の場を整備することは、すなわち本県の特性を生かすみちである。

しかしながら、現状は、本県の観光がその特性を生かすための基盤の整備及び環境の形成は必ずしも十分とは言えない。我々は、長期的かつ総合的な視点に立って本県の観光の進むべき方向と目標を明らかにし、その実現に努めなければならない。

ここに、我々は、観光の意義と本県の特性を深く認識し、観光の振興によって真に美しい豊かな郷土の創出に最善の努力を払うことを誓い、この条例を制定する。

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この条例は、観光の振興に関し基本となる事項その他必要な事項を定めるものとする。

(県の責務)

第2条 県は、観光の振興を図るための基本的かつ総合的な施策を講じなければならない。

(市町村の責務)

第3条 市町村は、当該市町村の区域の自然的諸条件に応じて、観光を振興するための施策を講ずるとともに、県の観光の振興に関する施策に協力するものとする。

(観光事業者の責務)

第4条 観光に関する事業を営む者(以下「観光事業者」という。)は、観光の意義を正しく認識して事業活動を行うとともに、県及び市町村の観光の振興に関する施策に協力しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は生活環境の美化及び親切な応対に自ら努めるとともに、県及び市町村の観光に関する施策に協力しなければならない。

(地域開発計画等における配慮)

第6条 県、市町村及び地域の開発及び整備に関する事業を行う者は、地域の開発及び整備に関する事業の計画及びその実施に当たっては、観光の振興に寄与するよう配慮しなければならない。

第2章 観光振興基本計画

(観光振興基本計画)

第7条 知事は、観光の振興に関する基本的な方向を明らかにした計画(以下「観光振興基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 観光振興基本計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 観光の振興に関する基本方針

(2) 観光の基盤の整備及び環境の形成に関する基本計画

(3) その他観光の振興に関する基本的な事項

3 知事は、観光振興基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)第1条の規定に基づき設置さ

れた沖縄県観光審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

4 前項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

第3章 修景美化区域の指定等

(修景美化区域の指定)

第8条 知事は、次の各号の一に該当する区域であって、美観風致を増進することにより特に観光の振興に寄与すると認めるものを修景美化区域として指定することができる。

(1) 景勝地、名所若しくは史跡の区域、観光の対象となっている野外活動施設若しくは文化施設を含む区域又はこれらの区域と一体となって利用に供される区域(以下「観光地」という。)

(2) 観光地間を結ぶ主要な道路及び沿線の区域

(3) その他知事が必要と認める区域

2 知事は、修景美化区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長及び審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、修景美化区域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しななければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、当該公告の日から4週間以内に縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があったとき、又は当該修景美化区域の指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

6 知事は、修景美化区域を指定する場合には、その旨及びその区域を県の公報で公示しななければならない。

7 修景美化区域の指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

8 修景美化区域の指定の解除及びその区域の変更については第2項、第6項及び前項の規定を、修景美化区域の拡張については第3項から第5項までの規定をそれぞれ準用する。

(修景美化区域に関する修景美化計画の策定)

第9条 知事は、修景美化区域に関する計画(以下「修景美化計画」という。)を策定しななければならない。

2 修景美化計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該区域の修景美化に関する方針
- (2) 修景美化事業の推進に関する事項
- (3) その他修景美化に関し必要な事項
(修景美化区域内における制限)

第 10 条 修景美化区域内において、修景美化のために植栽された樹木その他の植物を伐採し、又は移植し、若しくは改植しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、修景美化区域における美観風致の維持のために必要な限度において、条件を付することができる。

3 修景美化区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること(増築後において、その規模が基準を超えるものとなる場合における増築を含む。)。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
- (4) 屋外において廃棄車両、土木資材その他これらに類する物を集積し、又は貯蔵すること。

4 知事は、修景美化区域の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、当該区域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その美観風致の維持のために必要な限度において、当該行為を禁止し、又は制限し、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

5 前項の処分は、第 3 項の届出をした者に対しては、当該届出のあった日から起算して 30 日以内に限りすることができる。

6 次の各号に掲げる行為については、第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定は、適用しない。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- (2) 修景美化計画に基づく事業の執行として行う行為
- (3) 国又は地方公共団体(以下「国等」という。) が行う行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (4) 法令に基づいて許可等を受けた者が行う行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの
- (5) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(6) 修景美化区域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為
7 修景美化区域内において非常災害のために必要な応急措置として第 1 項に規定する行為をした者は、前項の規定にかかわらず、その行為をした日から起算して 1 4 日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

8 法令に基づいて届出をした者が行う行為のうち、修景美化区域における美観風致の維持に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるものについては、第 3 項及び第 4 項の規定は、適用しない。

(原状回復命令等)

第 1 1 条 知事は、修景美化区域の美観風致を維持するために必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定に違反した者、同条第 2 項の規定により許可に付せられた条件に違反した者又は同条第 4 項の規定による処分に違反した者に対して、その美観風致の維持のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(国等に関する特例)

第 1 2 条 国等が行う行為については、第 1 0 条第 1 項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、当該行為に着手する日の 3 0 日前までに、規則で定めるところにより、知事にその旨を通知しなければならない。

2 国等は、第 1 0 条第 3 項又は第 7 項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、これらの規定による届出の例により、知事にその旨を通知しなければならない。

3 知事は、前 2 項による通知 (第 1 0 条第 7 項の規定により届出を要する行為に係る通知を除く。) があつた場合において、修景美化区域における美観風致の維持のために必要があると認めるときは、当該国等に対し、当該美観風致の維持のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

第 4 章 集落景観保存区域の指定等

(集落景観保存区域の指定)

第 1 3 条 知事は、次の各号の一に該当する区域であつて、集落景観を保存することにより特に観光の振興に寄与すると認めるものを集落景観保存区域として指定することができる。

(1) 伝統的な建築物その他の工作物が一体をなして沖縄らしい集落景観を形づくっている区域

(2) 集落の地割、屋敷林等が全体としてよく保存され、沖縄らしい特色を示している区域

(3) その他知事が必要と認める区域

2 集落景観保存区域の指定については第 8 条第 2 項から第 7 項までの規定を、集落景観保存区域の指定の解除及び変更については同条第 2 項、第 6 項及び第 7 項の規定を、集落景観保存区域の拡張については同条第 3 項から第 5 項までの規定を、それぞれ準用する。

(集落景観保存区域に関する保存計画の策定)

第 1 4 条 知事は、集落景観保存区域に関する計画 (以下「保存計画」という。) を策定しなければならない。

2 保存計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 当該区域の集落景観の保存に関する方針

(2) 当該区域における保存の対象となるもの及びその保存のための措置

(3) その他保存に関し必要な事項

(集落景観保存区域内における制限)

第 1 5 条 集落景観保存区域内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、知事に届け出なければならない。

(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、増築し、又は撤去すること。

(2) 屋敷林を伐採し、又は移植し、若しくは改植すること。

2 知事は、集落景観保存区域の集落景観を保存するために必要があると認めるときは、当該区域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その集落景観の保存のために必要な限度において、勧告し、又は助言することができる。

3 次の各号に掲げる行為については、前 2 項の規定は、適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 保存計画に基づく事業の執行として行う行為

(3) 国等が行う行為のうち集落景観保存区域における集落景観の保存に支障を及ぼすおそれのないもので規則で定めるもの

(4) 通常管理行為又は軽易な行為のうち、集落景観保存区域における集落景観の保存に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

(5) 集落景観保存区域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為

4 集落景観保存区域内において非常災害のために必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、前項の規定にかかわらず、その行為をした日から起算して 1 4 日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

- 5 第12条第2項及び第3項の規定は、集落景観保存区域内において国等が行う行為について、準用する。この場合において、第12条第2項中「第10条第3項又は第7項」とあるのは「第15条第1項又は第4項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、「第10条第7項」とあるのは「第15条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 環境の美化

(環境の美化)

- 第16条 県及び市町村は、観光地及び観光地間を結ぶ主要な道路並びにその沿線の清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境の美化に努めるものとする。
- 2 交通基盤施設、展望施設、宿泊施設、野外活動施設若しくは文化施設(以下「観光施設」という。)を設置する者又はこれらの施設を管理する者は、当該施設内において清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境の美化に努めるものとする。
- 3 観光地間を結ぶ主要な道路に面して、若しくは接して店舗、事務所、工場等を設置する者又はこれらの施設を管理する者は、当該施設の周囲の清潔を保持するとともに、植栽を行うなど環境の美化に努めるものとする。
- 4 観光地の訪問者又は観光施設の利用者は、観光地又は観光施設の清潔を保持するよう努めるものとする。

第6章 不当な行為の禁止等

(不当な客引き行為の禁止)

- 第17条 何人も、空港(航空法(昭和27年法律第231号)第40条の規定に基づき告示された飛行場の範囲をいう。)又はふ頭(港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定に基づき指定された同項第1号の商港区の区域をいう。)(以下「空港等」という。)において、空港等の利用者に対し、立ちふさがり、つきまとい、言い寄る等迷惑を感じさせるような方法を用いて、客引きをしてはならない。

(不当な案内の禁止)

- 第18条 観光旅客を案内する者は、観光旅客をその意思に反して、又は事実を偽って、土産品店、飲食店、宿泊施設その他観光旅客の利用する施設(以下「土産品店等」という。)に案内してはならない。

(不当な金品の授受の禁止)

- 第19条 土産品店等を営む者は、当該土産品店等に観光旅客を案内した者(以下「案内者」という。)に対して、前2条に規定する禁止行為を誘発することとな

る金品（以下「不当な金品」という。）を与えてはならない。

2 案内者は、観光旅客を土産品店等に案内することにより、当該土産品店等を営む者から不当な金品を受け取ってはならない。

（勧告）

第20条 知事は、土産品店等を営む者が、案内者に対して、不当な金品を与えていると認めるときは、当該土産品店等を営む者及び当該案内者に対し、不当な金品の授受をやめるべきことを勧告することができる。

（立入調査等）

第21条 知事は、前条の規定の施行に必要な限度において、当該土産品店等を営む者及び当該案内者に対し、不当な金品の授受の事実に関し報告を求め、又はその職員に当該土産品店等を営む者及び当該案内者の営業所、事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（公表）

第22条 知事は、第20条の勧告を行い、又は前条の立入調査等を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その経緯及び結果について公表することができる。

（迷惑行為の禁止）

第23条 何人も、観光地又は観光施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1） 拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発すること。

（2） 展望所、休憩所等をほしいままに占拠すること。

（3） 観光地の訪問者又は観光施設の利用者に対し、立ちふさがり、つきまとう等迷惑を感じさせるような方法を用いて、物品を販売すること。

（4） その他観光地の訪問者又は観光施設の利用者に迷惑をかけること。

第7章 雑 則

（監視指導体制の強化）

第24条 県の当該職員は、第16条第2項から第4項までに規定する者に対して、清潔の保持又は環境の美化を図るために必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 県の当該職員は、前条各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前2項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(財政上の措置)

第25条 県は、この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(損失の補償)

第26条 県は、第10条第1項の許可を得ることができないため、同条第2項の規定により許可に条件を付せられたため、又は同条第4項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、第15条第2項の規定による勧告又は助言に従ったため損失を受けた者に対して、通常すべき損失を補償する。

3 前2項の補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

4 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

(観光の日)

第27条 県は、県民が観光についての認識を新たにするとともに本県の観光を広く紹介する日として、観光の日を定める。

2 観光の日は、8月1日とする。

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

第29条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(1) 第11条の規定による命令に違反した者

(2) 常習として第17条の規定に違反した者

一部改正〔平成4年条例第27号〕

第30条 次の各号の一に該当する者は、3月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定に違反した者

(2) 第10条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

一部改正〔平成4年条例第27号〕

第31条 第10条第4項の規定による処分に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第32条 第17条の規定に違反した者は、5万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一部改正〔平成4年条例第27号〕

第33条 第10条第3項又は第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例第27号〕

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第29条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 昭和51年9月24日に策定された沖縄県観光開発基本計画は、第7条第1項の規定により策定された観光振興基本計画とみなす。

附 則（平成4年3月31日条例第27号）

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

5 沖縄県観光振興条例の施行期日を定める規則

（沖縄県規則第6号）

沖縄県観光振興条例（昭和54年沖縄県条例第39号）の施行期日は、昭和55年3月1日とする。

6 沖縄県観光審議会規則

昭和47年11月2日

規則第174号

〔沿革〕昭和48年5月14日規則第39号、54年7月31日第35号改正
沖縄県立自然公園審議会規則をここに公布する。

沖縄県観光審議会規則

題名改正〔昭和48年規則39号〕

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）
第2条の規定に基づき、沖縄県観光審議会（以下「審議会」という。）の組織及び
運営に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和48年規則39号〕

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

一部改正〔昭和48年規則39号〕

（委員の任命）

第3条 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関職員のうちから知事が任命す
る。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期
間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 委員は、非常勤とする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議の招集、定足数及び議決）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は会長の決
するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、商工労働部観光文化局観光開発課において処理する。

一部改正(昭和54年規則35号)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年5月14日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年7月31日規則第35号抄)

1 この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際改正前の沖縄県行政組織規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により設置されている機関に勤務している者又は改正前の規則の規定により設置されている職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、これらの機関に相当するこの規則の規定により設置された機関に勤務を命ぜられ、又はこれらの職に相当するこの規則の規定により設置された職に補せられたものとみなす。

7 総合保養地域整備法

昭和62年6月9日
法律第71号

(目的)

第1条 この法律は、良好な自然条件を有する土地を含む相当規模の地域である等の要件を備えた地域について、国民が余暇等を利用して滞在しつつ行うスポーツ、レクリエーション、教養文化活動、休養、集会等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を民間事業者の能力の活用に重点を置きつつ促進する措置を講ずることにより、ゆとりのある国民生活のための利便の増進並びに当該地域及びその周辺の地域の振興を図り、もって国民の福祉の向上並びに国土及び国民経済の均衡ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「特定施設」とは、次に掲げる施設（政令で定める公共施設であるものを除く。）であって前条に規定する活動のために必要なものをいう。

(1) スポーツ又はレクリエーション施設

(2) 教養文化施設

(3) 休養施設

(4) 集会施設

(5) 宿泊施設

(6) 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。第5条第2項第4号において同じ。）

(7) 販売施設

(8) 熱供給施設、食品供給施設、汚水共同処理施設その他の滞在者の利便の増進に資する施設

2 この法律において「特定民間施設」とは、特定施設であって民間事業者が設置及び運営をするものをいう。

(地域)

第3条 この法律による第1条に規定する整備を促進するための措置は、次の各号に掲げる要件に該当する地域について講じられるものとする。

- (1) 良好な自然条件を有する土地を含み、かつ、特定施設の総合的な整備を行うことができる相当規模の地域であること。
- (2) 自然的経済的社会的条件からみて一体として第 1 条に規定する整備を図ることが相当と認められる地域であること。
- (3) 特定施設の用に供する土地の確保が容易であること。
- (4) 産業及び人口の集積の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域であること。
- (5) 特定民間施設の整備の状況及び見込み並びに国民の利用上必要な立地条件からみて相当程度の特定民間施設の整備が確実と見込まれる地域であること。

(基本方針)

第 4 条 国土庁長官、農林水産大臣、運輸大臣、建設大臣及び自治大臣（以下「主務大臣」という。）は、前条各号に掲げる要件に該当する地域についての第 1 条に規定する整備に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項につき、次条第 1 項の基本構想の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 第 1 条に規定する整備に関する基本的な事項
- (2) 第 1 条に規定する整備を行おうとする地域（以下「特定地域」という。）の設定に関する事項
- (3) 特定地域のうち、特定施設の整備を特に促進することが適当と認められる地区（以下「重点整備地区」という。）の設定に関する事項
- (4) 特定施設の設置及び特定民間施設の運営に関する事項
- (5) 公共施設（特定施設であるものを除く。以下同じ。）の整備の方針に関する事項
- (6) 第 1 条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項
- (7) 自然環境の保全と調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第 1 条に規定する整備に際し配慮すべき重要事項

3 主務大臣は、基本方針を作成するに当たっては、あらかじめ、第 1 条に規定する整備に関し、スポーツ及び文化の振興並びに社会教育に係る学習活動の推進を図る見地からの文部大臣の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定めようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 主務大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

6 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第3項から第5項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(基本構想の承認)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県内の地域であって第3条各号に掲げる要件に該当すると認められるものについて、第1条に規定する整備に関する基本構想(以下「基本構想」という。)を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

2 基本構想においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 特定地域の区域

(2) 第1条に規定する整備の方針に関する事項

(3) 重点整備地区の地域及び当該区域ごとの整備の方針に関する事項

(4) 重点整備地区において整備されるべき特定民間施設(重点整備地区間を連絡する特定民間施設である交通施設を含む。)の種類、位置、規模、機能及び運営に関する基本的な事項並びに特定民間施設以外の特定施設(重点整備地区間を連絡する特定施設である交通施設を含む。)の設置に関する基本的な事項

(5) 公共施設の整備の方針に関する事項

(6) 第1条に規定する整備の一環として推進すべき産業の振興に関する事項

(7) 特定施設及び公共施設の整備に必要な土地の確保に関連して実施される農用地の整備に関する事項

(8) 自然環境の保全との調和、農林漁業の健全な発展との調和、居住機能との調和、観光業の健全な発展、地価の安定その他第1条に規定する整備に際し配慮すべき事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本構想が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

(1) その基本構想に係る地域が第3条に掲げる要件に該当し、かつ、基本方針に適合するものであること。

(2) 第2項第2号から第3号までに掲げる事項にあつては、基本方針に適合するものであること。

(3) その基本構想に係る第1条に規定する整備が当該特定地域及びその周辺

の地域に対して適切な経済的効果を及ぼすものであること。

(4) その他基本方針に照らして適切なものであること。

5 主務大臣は、基本構想につき前項の規定による承認をしようとするときは、環境庁長官その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 都道府県は、基本構想が第4項の規定による承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(基本構想の変更)

第6条 都道府県は、前条第4項の規定による承認を受けた基本構想を変更しようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の場合について準用する。

(基本構想の実施等)

第7条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、第1条に規定する整備を第5条第4項の規定による承認を受けた基本構想(前条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認基本構想」という。)に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部大臣は、承認基本構想の円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し、スポーツ若しくは文化の振興又は社会教育に係る学習活動の推進を図る見地から必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

3 前項に定めるもののほか、主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、承認基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(課税の特例)

第8条 承認基本構想に従って重点整備地区内で特定民間施設の設置を行う者が設置をした当該施設については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第9条 地方税法(昭和25年法律第265号)第6条第2項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、重点整備地区内において第2条第1項第1号から第4号までに掲げる施設に該当する特定民間施設その他政令で定める特定民間施設のうち自治省令で定めるものを承認基本構想に従って設置した者について、当該特定民間施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定民間施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条の規定による当該地方公共団

体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降3箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（資金の確保）

第10条 国及び地方公共団体（港務局を含む。）次条から第13条第1項まで及び同条第3項において同じ。）は、特定民間施設の設置を行う者が承認基本構想に従って行う当該施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に要する経費に充てるために必要な資金の確保に努めなければならない。

（公共施設の整備）

第11条 国及び地方公共団体は、承認基本構想を達成するために必要な公共施設の整備の促進に努めなければならない。

（国等の援助）

第12条 国及び地方公共団体は、承認基本構想の達成に資するため、承認基本構想に基づき特定民間施設の設置及び運営を行う者に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

（地方公共団体による助成等）

第13条 地方公共団体は、承認基本構想に基づき民間事業者の能力を活用しつつ第1条に規定する整備を促進するため必要があると認めるときは、当該民間事業者に対して出資、補助その他の助成をすることができる。

2 地方公共団体が前項の助成を行おうとする場合において、当該助成が特定民間施設の設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係るものであるときは、当該助成に要する経費であって地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条第1項各号に規定する経費に該当しないもの（次項において「特定経費」という。）は、同条第1項第5号に規程する経費とみなす。

3 地方公共団体が承認基本構想を達成するために行う事業に要する経費であって特定経費以外のもの又は特定経費であって重点整備地区の整備に資する中核的施設に係るものに充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

（農地法等による処分についての配慮）

第14条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、重点整備地区内の土地を承認基

本構想に定める特定民間施設の用に供するため、農地法（昭和27年法律第229号（その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該重点整備地区における当該施設の設置の促進が図られるよう適切な配慮をするものとする）。

（国有林野の活用等）

第15条 国は、承認基本構想の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 港湾管理者（港湾法（昭和25年法律第218号）第56条に規定する都道府県知事を含む。）は、重点整備地区に係る港湾において承認基本構想に定める特定施設の設置の促進が図られるよう当該港湾に係る水域の利用について適切な配慮をするものとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。